



城南小通信

結城市立城南小学校 平成31年3月1日 児童数643名 職員数49名 TEL32-3003

(一部抜粋)

子どもたちの未来を守るために 「茨城県子どもを虐待から守る条例」を議員提案により制定しました

子どもに対する虐待が、深刻かつ重大な問題となっています。

児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加しており、本県でも平成29年度は2256件と過去最多となりました。

また、全国的にも、虐待により子どもの尊い命が失われる事件が後を絶ちません。

本県では、議員提案により制定した「茨城県子どもを虐待から守る条例」が4月1日に施行されます。この条例では、行政や県民の皆さん、関係機関などが一体となって、児童虐待防止対策を推進することとされています。

基本理念

何人も、虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない。

保護者の責務・対応

- 子育てについての責任を深く自覚する。
- 体罰および虐待を行わないよう、子育てについての正しい理解を深める。
- 子どもの安全確認に協力する。

県民の責務

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童相談所などに通告する。



身体的虐待
殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせるなど



性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



ネグレクト(養育の怠慢・拒否)
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど



心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など



これが児童虐待です

気になるとき、困ったときは・・・

虐待が疑われるときや子育てについて悩んだときは、市町村の児童福祉担当課や最寄りの児童相談所にご相談ください。ご相談・ご連絡の秘密は守られます。

筑西児童相談所 … ☎0296-24-1614

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

虐待かもと思ったら
すぐにお電話をください。

